

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成31年3月19日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により通知した法25条2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

医療扶助の自己負担額は0円のはずであり、処分庁の計算は誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 1 1 月 2 0 日	諮問
令和元年 1 2 月 1 9 日	審議（第 4 0 回 第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

また、法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げており、法 1 4 条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

そして、保護基準によれば、保護費の算定に当たっては、冬季加算（月額 2, 5 8 0 円。東京都の場合）は 1 1 月から翌年 3 月までの間、計上することとされている。

なお、法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。
- (4) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・2・(2)・アによれば、医療扶助における本人支払額の決定において「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされている。

さらに、運営要領第3・2・(5)・エ・(ア)によれば、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるものと」とされている。

- (5) 次官通知、局長通知及び運営要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、年金振込通知書等によれば、障

害基礎厚生年金として、平成30年6月から平成31年4月までの各偶数月に、指定された金融機関の預貯金口座に271,571円（平成31年2月については、271,574円）振り込むこととされている。これに基づき処分庁は、271,571円を分割して135,785円を、請求人の平成31年4月分の収入として認定している事実が認められる。

そして、処分庁は、請求人に係る平成31年4月の最低生活費（医療費を除く）について、保護基準に基づき冬季加算を削除し、居宅基準78,830円、住宅費16,900円（平成31年度都営住宅使用料）及び障害者加算17,530円の合計額113,260円と認定していることが認められる。

そして、請求人の上記収入認定額が、同人に係る平成31年4月の最低生活費113,260円を上回っており、請求人は医療扶助のみの適用を受ける者であることが認められることから、処分庁は、収入認定額135,785円と最低生活費113,260円との差額22,520円（10円未満切捨て）を請求人に係る平成31年4月分の医療扶助の自己負担額と認定し、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる。

以上によれば、年金額の変更に伴う収入認定額の変更、冬季加算の削除及び家賃の変更により、医療扶助の自己負担額を変更する旨の保護変更決定をした本件処分は、上記1の法令等の定めにもとって違算等の事実もなくなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めにもとって違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記(1)のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

(3) なお、本件処分通知書の保護変更の理由欄には、「住宅費を変更します。」、「年金等を変更します。」のほかに「基準改

定及び冬季加算認定削除により」との記載がなされているが、上記(1)で述べたとおり、本件処分は、年金額の変更に伴う収入認定額の変更、冬季加算の削除及び家賃の変更により、医療扶助の自己負担額を変更したものである。したがって、「基準改定」の部分は、いわゆる余事記載であり、本来、理由として付記されるべきものでないことはいうまでもない。このような余事記載は、理由付記の正確性や信頼性を低下させるものと認められるので、当審査会としては、今後、このような余事記載がなされることのないよう、早急な改善を求めたい。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成